



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 自衛官候補生の募集（市町村課） 1
- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件（県民生活課） 3

教育委員会事項

- 沖縄県教育関係職員表彰規則 5
- 沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令 6

告 示

沖縄県告示第522号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成25年度における自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
自衛官候補生（男子 （2次募集））	平成25年10月1日から 同年11月11日まで	平成25年11月23日	那覇市前島3丁目 25番39号	沖縄県水産会館

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部募集課（那覇市前島3丁目24番地3-1 電話番号098-866-5457）まで問い合わせること。

沖縄県告示第523号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島	平成25年11月13日（水曜日）午前10時から午前12時まで	竹富町農村婦人の家

竹富町字小浜	平成25年11月19日（火曜日）午前10時から午前12時まで	小浜公民館
竹富町字波照間	平成25年11月22日（金曜日）午前10時から午前12時まで	波照間農村集落センター
与那国町	平成25年11月28日（木曜日）午後1時から午後4時まで	与那国町役場玄関前
与那国町	平成25年11月29日（金曜日）午前9時から午前11時まで	久部良多目的集会施設

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島、 字小浜及び字波 照間並びに与那 国町	平成25年11月13日（水曜日）から平成26年1月31日（金曜日）まで	特定計量器の取り付け てある土地又は建物その他 工作物の所在の場所

沖縄県告示第524号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成21年沖縄県告示第513号で同意の認定をした具志川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第525号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成25年9月13日 沖縄県指令農第1334号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市

(2) 代表者 うるま市字天願1704番地 うるま市長 島袋俊夫

3 埋立区域

(1) 位置

ア Aブロック うるま市勝連津堅灯台原299番31の地先公有水面

イ Bブロック うるま市勝連津堅灯台原299番31及び同市勝連津堅灯台原299番39に接する無地番地の地先公有水面

(2) 区域

ア Aブロック 次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番31との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（東3）津堅（北緯26度14分58秒9447、東経127度56分14秒8144）から184度47分33秒643.27メートルの地点

②の地点 ①の地点から44度06分11秒10.03メートルの地点

③の地点 ②の地点から134度09分01秒110.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から223度56分40秒10.02メートルの地点

イ Bブロック 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と無地番地との境界線、⑧の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線、⑮の地点から⑰の地点までを順次に結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）

ル)における公有水面と既設護岸との境界線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位(D.L.+2.22メートル)における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番31との境界線及び①の地点と⑱の地点とを結ぶ平成21年の秋分の満潮位(D.L.+2.22メートル)における公有水面と無地番地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点(東3)津堅(北緯26度14分58秒9447、東経127度56分14秒8144)から172度21分39秒744.55メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から338度51分02秒0.59メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から73度32分39秒1.47メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から114度54分38秒2.22メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から134度18分15秒1.22メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から170度31分38秒7.12メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から127度45分40秒10.90メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から91度21分07秒8.05メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から223度56分49秒44.52メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から230度05分30秒3.07メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から239度10分03秒1.12メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から269度08分03秒1.13メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から299度09分49秒1.13メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から314度09分27秒20.20メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から44度08分32秒2.17メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から44度08分56秒6.00メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から314度06分53秒3.48メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から44度12分32秒34.57メートルの地点

(3) 面積

ア Aブロック 1,102.69平方メートル

イ Bブロック 1,148.94平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成22年7月26日 沖縄県指令農第788号

5 関係図書を閲覧する事ができる市町村名 うるま市

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月19日まで縦覧に供する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人石垣市民ラボ
- 3 代表者の氏名 江川三津恵
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字登野城233番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、八重山郡在住者及び滞在者に対して、食品および飲料等の放射線量の測定に関する事業を行い、次に掲げる事項に寄与することを目的とする。
 - (1) 八重山郡民の健康と安全、安心、特に子どもたちの健康と安全を守る。
 - (2) 国内外の観光客が安心して八重山諸島を訪れ、滞在出来るよう食の安全を守る。
 - (3) 八重山郡産品の安全性を確認し、内外に発信する。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆがふはるさあー
- 3 代表者の氏名 米須春治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡今帰仁村字古宇利978番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者、障害者等に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すまいる
- 3 代表者の氏名 知花順子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市安慶田四丁目2番15号102
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人も持たない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住みなれた地域で、お互いに人間として尊重しながら共に生きるという理念のもとに、地域住民及び施設利用者に対して、保健・医療又は福祉に関する事業、特定旅客自動車運送事業を行い、地域における豊かな生活改善に寄与することを目的とし、地域・社会参加を支援する活動を通じて、広く人権擁護の推進に寄与する福祉サービスを行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県障がい者スポーツ協会
- 3 代表者の氏名 高嶺豊
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「障がい者にスポーツを」という理念の下、スポーツを通じてノーマライゼーションを促進させ、障がい者と健常者が交流を深め理解し合って、社会参加することで、誰もが安心して生活出来る社会を創造することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月16日まで縦覧に供する。

平成25年10月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やすらぎ
- 3 代表者の氏名 中野隆作
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市城辺字西里添788番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体、知的、精神に障がいを持つ人々に対し、地域の特性を生か

し就労訓練、生産活動、保健福祉活動、地域交流活動、レクリエーション活動を通して、地域で暮らす一員として、健康で明るく豊かに自立した日常生活ができるように支援するとともに、地域住民の障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

教育委員会事項

沖縄県教育関係職員表彰規則をここに公布する。

平成25年10月1日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県教育関係職員表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本県の学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、又は教育の振興発展に貢献した教育関係職員について、その功績を表彰するとともに、広く周知し、あわせて本県の教育関係職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、沖縄県教育委員会事務局職員、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員であつて、顕著な功績があつた者とする。

(表彰)

第3条 表彰の部門は、次のとおりとする。

- (1) 優秀教職員部門
- (2) 功労者部門
- (3) 社会貢献部門

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、表彰状に副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(選考)

第6条 被表彰者の選考にあつては、次条の規定により推薦された者の功績を審議するための審査会に諮るものとする。

(表彰の推薦)

第7条 所属長は、所属職員のうちで第3条各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、教育長に推薦するものとする。

2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員のうちで第3条各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。

(追彰)

第8条 被表彰者が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰することができる。

2 前項の規定により表彰するときは、当該被表彰者の遺族に表彰状を授与するものとする。

(表彰名簿)

第9条 教育長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。

2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があつたと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正)
- 2 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第6条第2号中「沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）第2条第1項の」を「沖縄県教育関係職員表彰規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第7号）第3条第1号に該当する」に改める。

沖縄県教育委員会訓令第7号

沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年10月1日

沖縄県教育委員会
委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令

沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---